平成２４年（フ）第９３１号
神戸市垂水区清玄町31番地の21
債務者　浜田美和子
1　決定年月日時　平成24年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月18日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第９３４号
神戸市垂水区南多聞台１丁目９番Ｂ―306号
債務者　鈴木壽美子
1　決定年月日時　平成24年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月18日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第９４１号
神戸市須磨区白川台５丁目６番地の19
債務者　畑山　定逸
1　決定年月日時　平成24年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月18日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第６１号
長崎県南島原市西有家町長野772番地
債務者　相川　定明
1　決定年月日時　平成24年11月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月18日まで
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２４年（フ）第７２号
長崎県南島原市深江町丙159番地２、前住所長崎市深堀町１丁目11番地64　雇用促進住宅２棟406号
債務者　水田　一久
1　決定年月日時　平成24年11月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月18日まで
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２４年（フ）第７８号
熊本県荒尾市大正町２丁目６番８号
債務者　中園　敏夫
1　決定年月日時　平成24年11月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月18日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２４年（フ）第８３号
熊本県荒尾市大島1120番地
債務者　津田シヅヨ
1　決定年月日時　平成24年11月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月18日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２４年（フ）第８４号
熊本県玉名市岱明町扇崎1062番地　明神尾団地１号棟５号
債務者　市山　久枝
1　決定年月日時　平成24年11月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月18日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２４年（フ）第８６号
熊本県荒尾市下井手329番地１
債務者　宇津宮和孝
1　決定年月日時　平成24年11月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月18日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２４年（フ）第７４１号
北九州市若松区鴨生田２丁目５番17号
債務者　向井　由美（旧姓井上・岩屋）
1　決定年月日時　平成24年11月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月21日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第７５３号
北九州市小倉南区葛原１丁目５番９号Ｂ101
債務者　上村　政廣
1　決定年月日時　平成24年11月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月21日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第１０３号
鹿児島県姶良市平松4799番地６
債務者　濱田雄一郎
1　決定年月日時　平成24年11月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月21日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２４年（フ）第１５６号
青森県弘前市大字稲田１丁目３番地18　成田節方
債務者　伊藤　　卓
1　決定年月日時　平成24年11月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月22日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２４年（フ）第３０６号
青森県東津軽郡蓬田村大字蓬田字宮本41番地129　大館住宅団地２号
債務者　森　　秀勝
1　決定年月日時　平成24年11月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月23日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第５５４５号
大阪市北区中崎１丁目３番５―105号
債務者　大濵　　徹
1　決定年月日時　平成24年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５６０９号
大阪市阿倍野区天王寺町北２丁目４番21号クリスタ天王寺203号
債務者　今野　正彦
1　決定年月日時　平成24年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５７０６号
大阪府八尾市安中町８丁目６番16―305号
債務者　木村　恵子
1　決定年月日時　平成24年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部